



あなたを **悪質商法** から守る！

契約の

訪問購入

架空請求

きりふだ

点検商法

副業・もうけ話



契約切替
トラブル



高齢者
編

＼ご用心！／

ここ数年、**65歳以上**の方の苦情相談が

全体の約3割を占めています。

あなたも **契約トラブル**に巻き込まれてしまうかも？！



さまざまなトラブル事例をご紹介します

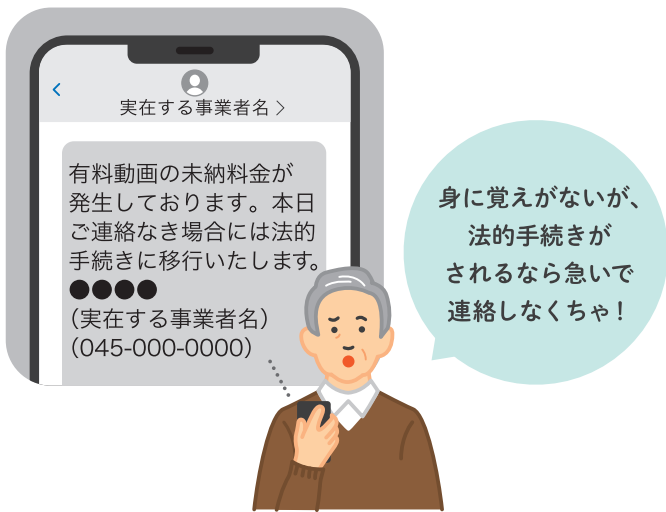
契約トラブル等でお困りの際は、
消費者ホットラインに電話しよう！

局番なし

い や や
☎ 188

事例 01 架空請求

スマートフォンに「有料動画の未納料金があります」とショートメッセージが届いた！



手口



実在する事業者をかたり、「未納料金があるため、本日中にご連絡ください。」といった、身に覚えのないことについてショートメッセージなどを送りつける手口です。

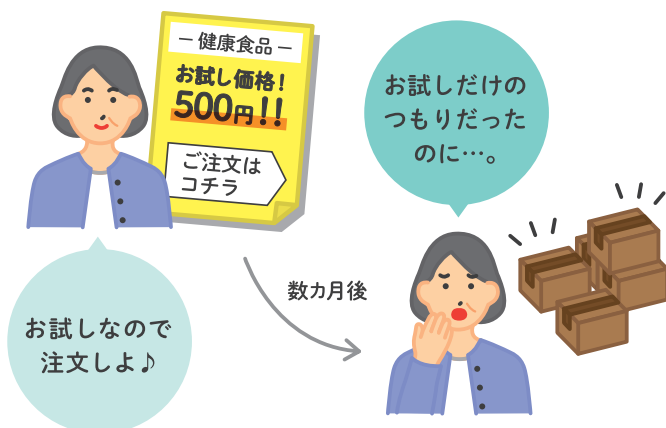
被害を防ぐ きりふだ

【身に覚えがない場合】

- ✓ 決して相手に連絡しない！
- ✓ ショートメッセージやメール、ハガキ等は無視する！

事例 02 定期購入

「健康食品お試し500円！」という広告を見て商品を購入したら、定期購入になっていた！



手口



お試しで1回だけ注文すればよいと思わせ、実は定期購入が条件となっているという手口です。

被害を防ぐ きりふだ

- ✓ 「定期購入」が条件になっていないか、注文する前に契約内容をよく確認！

CHECK!

「通信販売」は **クーリング・オフできない** ので注意！

- ✓ 「注文した商品とイメージが違う！」「返品できると思っていたのに！」といったトラブルについての相談が多く寄せられています。
- ✓ 色や仕様、返品できるか等を購入前に必ず確認！

返品に関する記載がない場合

商品受領から **8日以内** であれば **返品可能!**
(ただし、返送費用は購入者の負担)

「無料で点検する」と言われ、点検後「不具合があり、早急に修理すべき」と持ち掛けられた！



手口



「無料で点検する」と訪問し、「耐震性に問題があります」など、不安をあおり、高額な工事契約をさせる手口です。また、「火災保険の保険金で修理ができる」と言い、保険金請求の手続きを代行する契約を迫り、修理代金とは別に手数料を請求する手口もあります。

例) リフォーム工事（耐震、塗装など）、浄水器、床下換気扇、シロアリなど

被害を防ぐ きりふだ

- ✓ 「今日中に！」などと契約を急がせる業者は要注意！
- ✓ その場で決めず、家族や周囲の人にまず相談を！
- ✓ 複数の業者に見積りを依頼し、相場を調べる！
- ✓ 火災保険で修理を持ちかけられても、必ず保険が適用されるとは限らないので注意！

いつの間にか電気の契約先が切り替わっていた！



手口



電気のほか、インターネット回線契約でも、契約中の業者からの電話だと思い、言われたとおりに情報を伝えたところ、契約先が切り替わっていたという手口もあります。

被害を防ぐ きりふだ

- ✓ 事業者名や内容をよく確認し、必要がなければきっぱり断る！
- ✓ 知らない事業者に明細等の情報を教えない！

「必ず儲かる」と強調された広告を見て契約したけど、全く儲からない!

簡単な作業で1日1万円程度稼げるのか。やってみよう。



数週間後



手口



SNSや副業サイトで「必ず儲かる」、「高額収入」、「簡単に稼げる」などの広告を見せ、教材やサポート代金の高額な契約をさせるが、実際にはほとんど収入は得られず、サポートも受けられないという手口です。

被害を防ぐきりふだ

- ✓ 副業等で高額収入を得るためのノウハウなどと称して販売されている商品やサービスは、購入するまで内容が確かめられないため、怪しいと思ったら連絡しない!
- ✓ クレジットカードでの高額決済や、借金をしてまで契約しない!
- ✓ 高額な契約を勧誘されたり、話が違うと思ったらきっぱりと断る!

「不要品を買い取ります」と業者が家に訪ねてきて、売るつもりがなかった貴金属を強引に買い取られてしまった!

アクセサリはありませんか？ ついでに見せてください!

今なら高く買い取りますよ!

不要品の買い取りじゃなかったの…?



手口



消費者の自宅などで、業者が強引に売買契約の申込みをさせたり、売買契約を締結させて物品等を購入する手口です。

例：貴金属（アクセサリ、指輪）、宝石、金貨など

被害を防ぐきりふだ

- ✓ むやみに事業者を家に入れない!
- ✓ 売るつもりがなければ、相手に物を見せずきっぱり断る!
- ✓ その場で決めず、家族や周囲の人にまず相談!

事例 07 電話勧誘販売

業者からの強引な電話勧誘で海産物を注文してしまった!



手口



「以前にカニを買っていただいた方に今だけ特別価格で」などと、執ような勧誘により購入を了承させ、代金引換で商品を送ってくる手口です。

被害を防ぐきりふだ

- ✓ 見知らぬ業者からの突然の電話に用心!
- ✓ 話を長引かせず、断る時はきっぱりと断る!
- ✓ もし電話で購入を承諾してしまっても、契約書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、書面やメール等によりクーリング・オフが可能!

事例 08 偽のセキュリティ警告

パソコンから警告音が鳴り、画面にウイルス感染の表示が出た!



手口



偽のセキュリティ警告によって、ソフトウェアの購入やサポート契約をさせる手口です。この他に、料金を請求する画面が表示され、消えなくなるというケースもあります。

被害を防ぐきりふだ

- ✓ 偽の表示と考えられる場合は、画面を閉じる!
- ✓ 絶対に自分から連絡しない!
- ✓ 慌てて支払わない!
- ✓ はい・YES・入場する・OK・ENTERなどの認証ボタンを安易に押さない!

CHECK

セキュリティ警告や請求画面が消えなくなったら...

(独)情報処理推進機構 ☎ 03-5978-7509

メール・FAXでも相談可

インターネットからはこちらを検索

情報セキュリティ安心相談窓口

検索

以前購入した山林を高値で買い取ると言われたけど、気づいたら他の土地を買わされていた！

あなたが
お持ちの山林を
5,000万円で
買い取りますよ！

まずは
節税対策で
300万円を
振り込んで
ください！

あの山林を
早く処分したいと
思ってたのよね！

300万円を
支払ったけど、
売買契約書を
確認したら、別の
土地を購入する
契約だったわ!!

1週間後

売買契約書

手口



過去に原野商法※の被害に遭った顧客リストをもとに、土地や山林を高値で買い取るを持ちかけ、別の土地を購入する契約をさせたり、**手続費用・税金対策**といった名目でお金を請求する手口です。

※原野商法：1970年～1980年代頃に相次いだ、ほとんど価値のない土地・山林・別荘など(=原野)を、「将来価値があがる」と言って高値で売りつける商法です。

被害を防ぐきりふだ

- うまい話にはウラがあると疑う！
- 契約はよく考えて慎重に！

ちょっと待って！

こんな言葉を聞いたらそれはサギ!!

特殊詐欺にご用心!

キャッシュカード被害

警察官や銀行職員を装い

「キャッシュカードが悪用されているので、預かります…」

「キャッシュカードが古くなっているので、交換します…」

「キャッシュカードを封筒に入れてください…」



キャッシュカードをだまし取ったり、キャッシュカードを封筒に入れさせ、すり替える詐欺が増えています！

オレオレ詐欺

息子や親族などを装い

「失くした鞆の中に会社のお金が…」

「会社のお金を勝手に使い込んでしまった…」



被害を防ぐきりふだ

- キャッシュカードは渡さない！暗証番号は教えない！** 警察や銀行職員がキャッシュカードの提出や暗証番号を求めることはありません。
- 迷惑電話防止機能付き電話機(機器)を使う！** 詐欺の電話を撃退するだけでなく、悪質な勧誘電話等も撃退できます。
- 家族の間で合言葉や緊急連絡先を決めておく！**

各種お役立ち情報を発信中

つながるかながわ

検索

@kanagawa_shouhi (かながわ中央消費生活センター)



しまった!
解約したい!

と思ったら

クーリング・オフ

『クーリング・オフ』とは、
一定の期間内であれば無条件で
契約を解除できる制度です!

クーリング・オフができる期間（契約書面を受け取った日を含めて数えます）

訪問販売	自宅または職場への訪問販売、催眠（SF）商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス、展示販売など営業所以外で交わした契約	8日間
訪問購入	自宅など営業所等以外の場所で、事業者が消費者から、貴金属や着物などの物品を買い取る契約	
電話勧誘販売	事業者の電話勧誘行為によって申込みをした契約	
特定継続的役務提供	エステティックサロン、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス	
連鎖販売取引（マルチ商法）	個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘する形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品、役務の販売	20日間
業務提供誘引販売	内職・モニター商法	

商品や条件によっては、
**クーリング・オフが
できません。**

クーリング・オフができないもの

- × 自分の意思で使用・消費した健康食品や化粧品などの消耗品
- × 自分の意思で店舗に出向いて行った契約（特定継続的役務提供を除く）
- × 自動車（リース含む）、葬儀
- × 3,000円未満の現金取引（訪問購入を除く）
- × 通信販売

ハガキ（書面）で通知する場合

- ✓ ハガキ等の書面で通知
- ✓ ハガキの両面をコピーし、証拠として、**保存記録が残る「特定記録郵便」**や「簡易書留郵便」を利用
- ✓ 支払いがクレジットの場合、クレジット会社にも通知（**A内は不要**）
- ✓ あて名は、契約した事業者の**代表者**

代金が未払いの場合や、商品を受け取っていない場合は、**A内**は記入しません。

ハガキ（表）

郵便はがき
□□□□-□□□□

〇〇県〇〇市〇〇町
〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇株式会社
代表者 様

(特定記録郵便)
または(簡易書留郵便)

ハガキ（裏）

申込(契約)日 □年□月□日

商品等名称

商品等価格 □円

事業者名

担当者氏名

上記日付の申込を撤回(または、契約を解除)します。

つきましては、支払い済みの □円は、直ちに返金してください。
なお、商品は早急に引き取ってください。

□年□月□日 (記入日)

(契約者) 住所

(契約者) 氏名

電子メールで通知する場合

ハガキ裏面記載の項目と同様に、契約年月日など必要な情報を記載し、**送信したメールは証拠書類として保存しておきましょう。**

困ったときは **すぐに消費生活センター** へ相談しましょう!

クーリング・オフ期間が過ぎても **契約を取り消せる場合** があります。



契約トラブル等で困ったときは 消費者ホットライン

局番なし

い や や
☎ 188

消費者ホットライン 188 とは？

最寄りの消費生活センター等につながる
全国共通の電話番号です。

自宅の郵便番号を入力すると、
地域の消費生活センター等につながります。

消費生活センターとは？

消費生活に関する内容の相談窓口です。

無料で相談できます。

相談は電話や来所で受け付けています。

※地域によるため、詳細は確認してください。

県内の消費生活センター（相談窓口）案内

横浜市 ☎ 045-845-6666

川崎市 ☎ 044-200-3030

相模原市 ☎ 042-775-1770

横須賀市 ☎ 046-821-1314

平塚市 ☎ 0463-21-7530

(大磯町、二宮町にお住まいの方も)

鎌倉市 ☎ 0467-24-0077

藤沢市 ☎ 0466-50-3573

小田原市 ☎ 0465-33-1777

(箱根町、真鶴町、湯河原町に在住・
在勤・在学の方も)

茅ヶ崎市 ☎ 0467-82-1111

(寒川町に在住・在勤・在学の方も)

逗子市 ☎ 046-873-1111

三浦市 ☎ 046-882-1111

秦野市 ☎ 0463-82-5181

厚木市 ☎ 046-294-5800

(清川村にお住まいの方も)

大和市 ☎ 046-260-5120

伊勢原市 ☎ 0463-95-3500

海老名市 ☎ 046-292-1000

座間市 ☎ 046-252-8490

南足柄市 ☎ 0465-71-0163

(中井町、大井町、松田町、山北町、
開成町に在住・在勤・在学の方も)

綾瀬市 ☎ 0467-70-3335

葉山町 ☎ 046-876-1111

寒川町 ☎ 0467-74-1111

(茅ヶ崎市に在住・在勤・在学の方も)

大磯町 ☎ 0463-61-4100

二宮町 ☎ 0463-71-3313

中井町 ☎ 0465-81-1115

大井町 ☎ 0465-85-5002

松田町 ☎ 0465-83-1228

山北町 ☎ 0465-75-3643

開成町 ☎ 0465-84-0326

箱根町 ☎ 0460-85-7160

真鶴町 ☎ 0465-68-1131

湯河原町 ☎ 0465-63-2111

愛川町 ☎ 046-285-2111

神奈川県

(かながわ中央消費生活センター)

☎ 045-311-0999

あなたの身近な消費生活相談窓口を書き込みましょう。

悪質な勧誘行為等を防止する
特定商取引法が改正されました。

詳しくはこちら



悪質な訪問販売撲滅!
かながわ宣言

詳しくはこちら

